

## 京都市告示第498号

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消しましたので、告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和6年11月11日

京都市長 松井孝治

### 1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第6073号	令和 6.11.1	メートル 4.000	メートル 43.50	京都市北区紫野大徳寺町31番22、31番23、31番24、31番2、31番56、31番57、31番51、31番52、31番53、31番31、31番32の各一部

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)